

～令和6年度 大蔵村放課後児童クラブ利用申請案内～

1. 児童クラブとは

学校から帰宅しても日中保護者が就労等により、家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施するところです。異年齢児が集団で生活する中で、子どもの個性を大切にし、基本的な生活習慣の確立や遊びのサポートをします。

2. 対象児童

- ・小学1年生から6年生までの児童(定員70名)
- ・保護者が就労等により家庭における保育が困難であるため、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童です。

3. 開所時間について

- ・平日 小学校終了後～18:30まで
 - ・学校休業日(振替休日等)及び長期休業(夏休み・春休み)8:00～18:30まで
- ※保護者の就労状況によって、利用できる時間は異なりますので、ご了承ください。

4. 申込手続きについて

※令和5年度に利用されている方も手続きが必要です。

- ・受付場所…役場健康福祉課 福祉係
- ・受付期間…令和5年11月1日(水)～令和5年11月22日(水) 8:30～17:15
- ・申込書類…利用申込書・就労証明書(同居している就労者全員分)
- ・申込用紙は、役場健康福祉課、大蔵村放課後児童クラブまたは、村ホームページ(ホーム→子育て・教育→育児(小中学生)→放課後児童クラブ)にあります。

5. 利用料金について

- ・放課後利用…日額 200円
 - ・長期休業期間等の利用…日額 400円
- ※各種活動において、別途活動料の負担をお願いする場合があります。

6. その他

- ・審査の結果、利用できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

役場健康福祉課 福祉係 担当 黒田 ☎75-2104(内線275)

